

境港市からの令和９年度国・県政に対する要望への回答

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
1	新規	森林環境譲与税の譲与基準見直しについて	本市では、水資源の確保に寄与するため、昭和 56 年に区域外（他自治体区域内）に約 86 ヘクタールの森林を取得し、以降、「市民の山」として適切な管理を継続し、水源かん養機能の維持向上に取り組むほか、水源かん養林について市民の理解を深める事業を毎年度実施している。 森林環境譲与税は、主に森林の有する公益的機能（地球温暖化防止、水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるもの）の維持に必要な森林整備等の安定的な財源の確保を目的として譲与される譲与税であるが、その算定基準の一つである森林面積の対象は区域内の私有林人工林の面積とされている。※区域内の森林のうち、自治体が所有する森林（他自治体が所有する森林も含む）は、公有林として別途、交付税措置される。 本市のように区域外に森林を保有し、その維持管理等を行う自治体には何ら財源措置がされておらず、厳しい財政運営のなか、安定した事業の継続が困難な状況となっている。 については、自治体が区域外に保有し、維持管理する森林について、私有林人工林と同等の扱いとし、譲与額の配分対象とすること。	森林環境譲与税の譲与額算定にあたっては、平成 30 年の制度創設時に、「公有林については、既に地方財政措置で財源が手当されていることから、譲与額算定の対象としない」との整理がなされています。 また、公有林のうち、自治体が区域内に保有するものは、普通交付税（林野水産行政費）で財政措置されている一方、区域外に保有するものは、普通交付税算定時に考慮されていないところですが、御要望に係る経費については、特別交付税（国土保全に関して流域下流団体が負担する経費）として財政措置されています（経費の 7 割）。 以上から、自治体が区域外に保有する公有林に係る経費について、特別交付税によって一定の財政措置がなされているところであり、貴市からの要望に係る経費については、今後も総務省の経費等調べの際に適切に報告してまいります。	農林水産部 （林政企画課） 地域社会振興部 （市町村課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
2	新規	公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業の対象拡大について 《重点要望項目》	本市では、今後の人口減少や財政状況の変化に対応するため、施設の集約化・複合化による施設総量の縮減に取り組んでおり、現在、公共施設等総合管理計画に位置付けるシルバー人材センター（事務所、作業所）に無償貸与している施設の老朽化を踏まえ、施設機能を別の公共施設に集約することを計画している。 当該施設は、地域高齢者の就労機会及び交流拠点として活用することを目的に取得し、シルバー人材センターに貸与してきた経緯から、本市としては社会福祉施設に該当する公共施設との認識であるが、一方、国においては、当該施設をシルバー人材センターへの単なる貸施設であり、公用施設と判断している。 このため、施設集約後に当該施設を除却した場合であっても、集約化・複合化事業の対象外とされ、除却費用に対する交付税措置を受けられない状況となっている。 近年、物価高騰や人件費の上昇に伴い、除却費用が高騰しているうえ、地方債の借入利率も上昇するなか、自治体が単独で除却費用を負担することは、以後の財政運営に大きな影響を与える。 については、当該施設を公共施設として取り扱うこと、あるいは、公用施設を含めた施設総量の縮減を円滑に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債のうち集約化・複合化事業に係る除却対象については公用施設を一律に対象外にするのではなく、各施設の性格を踏まえて対象範囲を判断すること。	公共施設等適正管理推進事業の取扱いとは総務省告示等で定められているところ、当該事業のうち「集約化・複合化施設整備事業」において、公用施設は対象とならないものとされています。 現行制度上、要望内容にある貴市有施設は「公共施設」ではなく「公用施設」とされるものですが、公用施設の集約化・複合化及び除却における公共施設等適正管理推進事業の重要性に鑑み、「公用施設」についても、「集約化・複合化施設整備事業」の対象施設に加えるよう総務省に対し要望していきます。	地域社会振興部 (市町村課)
3	継続	ふるさと納税制度におけるワンストップ特例制度の適用で、寄附先は5自治体までとする要件の撤廃について	ふるさと納税制度のワンストップ特例制度は、寄附者が確定申告不要で寄附金控除が受けられる便利な制度である。自治体にとってもマイナンバーカードを利用したオンライン申請により、書類送付等の事務処理の負担軽減が図られるとともに、マイナンバーカードの利便性を実感できる活用事例となっている。 しかしながら、現在のワンストップ特例制度は、寄附先は5つの自治体に制限されていることから、寄附者がふるさとやゆかりのある自治体をはじめ、災害により被災した自治体など、幅広い自治体への寄附を躊躇させる要因となっている。 自治体にとっても寄附先が5つの自治体という制限は、寄附金を多く集める上位の自治体とそうではない自治体との間で生じている格差が固定化し、自治体の創意工夫による自由な競争が阻害される要因の一つであることを懸念している。 以上のことから、ふるさと納税制度により応援したい自治体を幅広く自由に選べるよう、ワンストップ特例制度の適用を5つの自治体までとする制限を撤廃すること。	ふるさと納税については、国と地方がそれぞれ一定の役割を果たすこととし、国税（所得税）及び地方税（個人住民税）双方を対象とする仕組みとして構築されているものです。 しかしながら、ふるさと納税のワンストップ特例制度については、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にあります。 このため、ワンストップ特例制度の適用自治体数の制限の撤廃にあたっては、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、同制度の改善が必要と考えます。 ふるさと納税制度について、全国知事会において同制度の健全な運用に向けた取組みについて提言してきたところであり、ワンストップ特例制度の改善についても引き続き国に対して令和8年8月28日に要望を実施しました。	令和の改新戦略本部 (税務課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
4	継続	女性の地方からの流出に歯止めをかける施策及び男女共同参画施策について	急激な少子化及び女性の地方からの流出に歯止めをかける施策として、性別にかかわらず、誰もが安心して育児・介護と仕事が両立できる男女共同参画社会の実現に向けた施策及び地方で女性が活躍できる施策が必要であることから次のことを要望する。 ○女性の地方からの流出に歯止めをかけるためには、企業の協力が欠かせないことから、地方企業の「女性人材確保促進」につながるような企業支援など、女性の地方からの流出に歯止めをかけることに着眼点をおいた新たな施策を打ち出すこと。（国・県要望） ○育児・介護と仕事の両立支援施策である「両立支援等助成金制度」については、手続きが煩雑で要件が厳しいため、中小企業が多い本市では利用が進んでいない。よって、個別面談シートや育児・介護の個別プランを不要としたり、研修実施や一般事業主行動計画策定等を要件から外すなど、中小企業が利用しやすい制度とすること。（国要望）	県内企業における女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくりや人材育成の取組に対して、県として従来から女性更衣室や多目的トイレ等の環境整備、女性のキャリアアップ支援、更年期障がい等従業員の健康課題に関する相談窓口活用や研修実施支援のほか、働く場所の制約が少なく地元での就業が期待されるリモートワーカー育成支援など各種支援策を講じているところであり、引き続き女性の職域拡大や就労継続を進めるための支援策を検討していきます。 併せて、女性の地方からの流出に歯止めをかけるため、県内の業界団体等と連携し、男女共同参画社会の実現の障壁となっている固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を進めていきます。 また、国においても、国を挙げた施策展開を図るとともに、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財源確保などによって地方の取組を後押しするよう、令和8年8月21日に国に対して要望したところであり、今後も引き続き働きかけていきます。 なお、国の「両立支援等助成金」については、中小企業に計画的に従業員の休業支援・復帰支援を行わせることを目的とした助成制度であり、その手続は企業が助成金を受給するための最低限の要件を満たすことを確認し、実効性を高めるために設けられているもので、国において判断されるべきものと考えます。	男女協働未来創造本部 （未来創造課・県民運動課）
5	継続	地方公共団体の情報システムの標準化に係る経費に対する財政措置について	国においては、自治体情報システムの標準化にあたり、標準準拠システムやガバメントクラウドへの移行後に一時的に増加している経費に対する財政措置として、令和7年度補正予算で「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」を創設した。 しかしながら、補助金によって新たな自治体負担の全額が措置されるか不透明であるほか、令和9年度以降の補助継続については示されていない。また、交付を受けるために必要な「地方公共団体システム運用最適化計画」の策定には労力や時間を費やされている。 については、標準化に伴う新たな自治体負担への補助金による全額措置と補助金交付に係る計画策定を簡素化すること。	自治体が標準化により、運用経費の増加を余儀なくされることのないよう、確実な財政支援を講じることについて令和8年8月5日に国へ要望を行いました。 また、補助金交付に係る計画策定の簡素化に係る要望の実施については、状況を確認しながら、検討していきます。	令和の改新戦略本部 （デジタル基盤整備課）
6	継続	L P ガス災害バルク等の導入事業費補助金	交付決定が7月で、その後発注となるが工事完了期限は2月であり、非常用電源など納期がかかるものなどは利用しがたい。交付決定の時期を前倒しする、繰越可能にするなど、利用しやすい事業スケジュールにすること。 ○事業費の総額：対象事業費の上限1億円（うち、国：交付限度額5千万円、補助率1/2以内） （備考） 令和8年度以降の公募が実施されていないため、令和7年度の内容で記載。事業費は交付限度額と補助率から逆算。資源エネルギー庁から委託を受けたエルピーガス振興センターが補助事業を実施。	ご要望のあった補助金については、国（経済産業省）の予算を受けて、（一財）エルピーガス振興センターが行う補助事業であり、県は補助申請等に関与していませんが、当該補助金に限らず国の補助制度がより使いやすいものとなるよう、機会を捉え、引き続き国へ働きかけていきたいと考えています。	危機管理部 （危機管理政策課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
7	継続	こどもの医療費に係る 全国一律の助成制度の 創設について	こどもの医療費に関する助成制度について、鳥取県では、令和6年度から18歳年度末までの完全無償化に踏み切ったが、近年、自治体間での拡充競争となっており、財政状況によって助成内容に格差が生じている。 少子化対策は、国レベルでの喫緊の課題となっており、こどもの医療費に関する助成については、全国一律の水準であるべきであり、国の責任において、早急に全国一律の助成制度を創設すること。	こどもの医療費助成制度などの子育てに係る負担軽減に向けた助成事業においては、自治体ごとの財政力に応じて地域間格差が生じることは望ましくなく、ナショナルスタンダードとして全国一律で実施できるよう、これまでも、全国知事会とも連携し国に要望してきたところであり、今年度も令和8年8月18日に要望を行いました。 引き続き、国に対して働きかけていきます。	子ども家庭部 (家庭支援課)
8	継続	生涯続けなければなら ない高度かつ継続的な 医療に関する給付への 支援について	医療技術の高度化等により、様々な病気が克服されつつあるが、一方で一個人で年間数百万円、数千万円にも及ぶ医療費を生涯にわたって必要とするケースもあり、相互扶助を基本とする医療保険制度の財政運営を圧迫し、危機的な状況を招く要因ともなっている。 保険財政の維持・健全化を図るために、生涯続けなければならない高度かつ継続的な医療に対する給付は、福祉施策として医療保険制度から切り離すか、若しくは医療保険制度の中であっても国民全体で支えるような支援制度（保険料に影響しない仕組み）を創設すること。	平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化が実施され、従来と比較すると財政規模が大きくなりましたが、退職者や所得の不安定な方の割合が多いこと、年齢構成が高いなど構造的な課題は依然として解決されていないままです。そのため、市町村保険者で高額な医療費が発生した場合、他の被用者保険と比べて財政負担が大きく、財政運営に少なからず支障をきたすことも指摘されています。 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障・負担が生じることのないようにあらゆる対策を講じるよう、引き続き今年度も令和8年8月28日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 (医療・保険課)
9	継続	国民健康保険での医療 費助成等の地方単独事 業に対する国庫負担金 減額調整措置の廃止に ついて	地方が医療費の一部負担金を助成する地方単独事業を行った場合、国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置が設けられている。18歳年度末までのこどもの医療費助成については、令和6年度から減額調整措置が廃止されたが、地方単独事業は、特に医療費の助成を必要とする者への助成事業であり、子どもだけでなく、障がい者等も対象としている。 については、すべての地方単独事業に係る減額調整措置を早急に廃止すること。	身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、引き続き今年度も令和8年8月28日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 (医療・保険課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
10	継続	国保総合システムの更改に対する国の財政支援について	都道府県国民健康保険連合会が運用する国保総合システムについては、令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）との審査支払業務を整合的かつ効率的に運用するため、更改作業が行われているところである。 同工程表には、支払基金との審査支払領域の共同利用を開始する次々期の更改も盛り込まれているが、この開発経費を各保険者に転嫁すると保険税の引き上げに繋がるため、財政基盤が脆弱な国民健康保険はさらに厳しい財政運営を強いられることが想定される。 については、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のため、国の責任において必要な財政支援措置を講じること。	「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会公表）によれば、第一段階（令和5年度～）の国保総合システムのクラウド化及びレセプト受付領域の共同化等に引き続き、第二段階（令和6年度～）の審査・支払領域の共同利用のためのシステム更改が行われているところです。 今後もシステム構成を見直すなど効率化・クラウド最適化が図られることとされています。これらのシステム改修は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加の負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、引き続き今年度も令和8年8月28日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 （医療・保険課）
11	継続	子ども・子育て支援金制度の導入にあたっての国民への周知・説明や医療保険者への情報提供について	国は「こども・子育て支援加速化プラン」の完了時点で必要となる費用：3.6兆円のうち、約1兆円については、令和8年度より、医療保険者を通じて医療保険の保険料から「子ども・子育て支援金」として毎年度徴収することとしている。 しかしながら、負担に関する説明が分かりにくい上、子育て支援に関する費用を医療保険の保険料から徴収する方法にも疑問を持たれており、令和10年度まで段階的に引き上げが行われるなかで、国民の支援金制度に対する理解が進んでいるとはいえない状況にある。 については、国の責任において、引き続き支援金制度の周知や説明をしっかりと行い、国民の理解を得ること。	令和8年4月より開始された子ども・子育て支援金の賦課・徴収に係る目的や使途、負担の在り方等について、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うことを国に要望してきており、引き続き注視します。	子ども家庭部 （子育て王国課） 福祉保健部 （医療・保険課）
12	継続	国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置による減額分への県費助成について	国民健康保険においては、特別医療費助成事業を実施していることによる国庫支出金の減額調整措置が設けられている。小児（18歳年度末までの子ども）に対する助成については、令和6年度から減額調整措置が廃止されたが、障がい者等に対する助成については、引き続き残されている。 県は、これまで国に減額調整措置の廃止を要望するとともに、減額相当分の4分の1の額を市町村に交付しているが、特別医療費助成事業は、県と県内市町村との協調により実施していることから、交付率を引き上げるなど応分の負担を行うこと。	障がい者やひとり親家庭などへの特別医療費の助成に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止するよう、引き続き今年度も令和8年8月28日に国に対して要望を実施しました。 また、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。	福祉保健部 （医療・保険課）
13	継続	特別医療費助成事業に対する県費助成の拡充について	多くの県内市町村が単独事業として実施している身体障害者手帳3級、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳2級・3級の所持者に対する医療費助成については、県と市町村の協調制度として実施すること。	心身の障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費は、自立支援医療費制度により、手帳の等級に関わらず医療費軽減を行っており、さらに、特に支援を要する重度の障がいのある方に対しては、県内市町村と協働して特別医療費助成制度により支援を行っているところです。 特別医療費助成制度の対象者を拡大するに当たっては、県内市町村及び医療関係者等を交えた慎重な議論が必要であり、継続して制度の在り方について検討を行っていきます。	福祉保健部 （障がい福祉課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
14	継続	ZEB 補助事業	単年度での事業実施が原則となっており、複数年度にわたる場合、工事を単年度に分割して行う必要がある。この際、初年度の工事完了期限は2月であるが、次年度の交付決定は4～5月であり、交付決定までの期間は着工することができない取り決めとなっているため利用し難い。 繰越可能にするなど、切れ間のない事業実施を可能とすること。	ZEB 補助事業の制度改善については、令和7年8月8日に国に対して要望を行いました。令和8年度の制度改正は無かったことから、本年度も引き続き令和8年8月10日に国要望を実施しました。	生活環境部 (住宅政策課)
15	継続	中海の環境改善	本市では、ブルーカーボンによるCO₂の削減効果や水産資源の回復、生物多様性などの観点から、令和5年度より藻場造成に向けた取り組みを行っており、令和7年度より、中海側の中浜港において実証実験等を開始した。一方、中海の浚渫窪地には、有害な硫化水素の発生や富栄養化物質の溶出などが指摘されており、藻場造成や生物への悪影響が懸念されている。 国においては、中海における浅場造成等の環境改善を引き続き進めるとともに、中浜港周辺の浚渫窪地の埋戻しに取り組み、藻場造成の促進に資する環境整備につなげること。	本県としても中海水質改善のためには、浚渫窪地の影響は無視できないと考えており、本県及び島根県において、その影響を継続的に調査し中海会議で報告しているところです。 覆砂、浅場造成事業の継続的な実施・拡充及び窪地対策に向けた調査研究・実施については、本年度も引き続き令和8年8月10日に国要望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)
16	継続	空き家対策に係る税制度の創設について	全国的にも深刻な問題となっている中、空き家解消の促進策として、空き家を解体した者に対する税制面での優遇措置を創設すること ①固定資産税の優遇措置 住宅を解体すると、敷地となる土地の住宅用地特例の適用が外れ、固定資産税が高くなることが解体が進まない一つの要因となっている。本市においては、一定の条件はあるものの、解体後3年間（令和8年4月1日以降の解体は2年間）は住宅用地特例適用相当額の税額に減免する優遇措置を設けている。制度創設以降、申請件数は伸びており、空き家の解体に一定の効果があると認識している。空き家解消の促進策として、このような優遇措置を国として創設すること。 ②住民税（所得税）の優遇措置 空き家解消の促進策として、また、地方への移住促進策として、人口が減少する地域において建て替えやリフォーム、増改築をした際には、空き家解体や利活用に要する費用を含めての借り入れに対し住宅ローン控除上限額を増額するなど、空き家解体に要する費用を含めた住民税（所得税）を軽減するような優遇措置を、国として創設すること。	①空き家を除去した場合の跡地については、固定資産税の住宅用地特例が解除されることに伴い税額が増嵩することとなり、除去促進の阻害要因となり得ることから、特例解除後も市町村が一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合の財政支援措置等を創設するよう国に対して令和8年8月21日に要望を実施しました。また、それぞれの自治体が各地域の実情に応じて実施している取組についても財政面で支援することを併せて要望しました。 ②空き家の除却に係る税制面の対策として、控除や減免措置等の創設が早期除却に効果的とする考え方がある一方で、税収の喪失、他の不動産との公平性を踏まえて減免措置に否定的な考え方もあることから、全国一律の控除・減免等の措置は難しいと考えます。	令和の改新戦略本部 (税務課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
17	継続	取得価額が少額の固定資産にかかる特例措置の創設について	法人税・所得税申告においては、中小企業者等が、取得価額が30万円（令和8年4月1日以降は40万円）未満の減価償却資産を取得した場合は、その取得価額に相当する金額を必要経費・損金の額に算入することができる特例措置が設けられており、固定資産税（償却資産）申告においても同様の特例措置を導入すること。特例措置を利用した中小企業者においては、事務負担の軽減および固定資産税（償却資産）の減税による支援を受けることができ、制度創設は中小企業の成長に寄与するものである。なお、当特例措置を導入することで、固定資産税が減収となるが、その影響は、取得価額が10万円以上30万円（令和8年4月1日以降は40万円）未満の少額資産に限定されるところであるが、中小企業が地域経済に占める割合が多い自治体へは税収減の影響が大きくなることから、それらに対しては、併せて交付税等の支援をすること。	中小企業に対する支援対策として取得価額が少額の減価償却資産の固定資産税を減税することは、税の公平性及び税収の喪失につながり、また、交付税等による減収補てんに係る事務負担の増大の側面に対する否定的な考え方もあることから、全国一律の特例措置の導入及び税収減への交付税等の支援は難しいと考えます。	令和の改新戦略本部 （税務課）
18	継続	空き家除却促進のための固定資産税減免に係る減収補填措置の創設について	空き家対策を促進するため、特定空き家や利活用が見込まれない空き家を解体した場合に、解体後の土地に対して、一定期間に限り固定資産税の減免を行った自治体に対して減収補填措置を創設すること。	現行制度においては、空き家の底地の固定資産税について、空き家を除却した場合には、住宅用地特例が適用されなくなり、税額が高くなるため、所有者等が空き家の除却をためらう一因となっています。 空き家の任意の早期除却を促進する観点から、市町村が空き家除却後の跡地について、住宅用地特例が適用されなくなった後も一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合に、その負担軽減のため、減収補填措置を創設するよう、令和8年8月21日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	輝く鳥取創造本部 （中山間・地域振興課）
19	継続	地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が実施する事業であり、その負担割合は、国が2分の1、県及び市町村が各4分の1となっているが、国庫補助金について、負担割合を下回る交付が常態化している。 事業の着実な実施のため、所要額（実績額）の2分の1となる金額を確実に交付すること。	県内市町村の地域生活支援事業に係る国庫補助金が、恒常的に要望額を大きく下回っていることから、必要な財源措置を講ずるよう、引き続き今年度も令和8年8月6日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 （障がい福祉課）
20	継続	重度障がい者のためのグループホーム（共同生活援助）の運営安定のための障害福祉サービス報酬単価の見直しについて	障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）について、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについては現行の報酬水準では経営が厳しい状況がある。 重度障がい者の住まいの場としてのグループホーム設置を推進するためには、報酬単価のさらなる増額改定等を行い、運営の安定化を図っていく必要があることから、障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについて障害福祉サービスの報酬単価のさらなる増額改定を実施すること。	グループホームにかかる障害福祉サービス報酬については、令和6年度改定で重度障害者支援加算が拡充される等の見直しがあったところですが、重度障がい者に手厚いサービスを提供するグループホームの運営安定化のためにはさらなる報酬の改定が求められることから、引き続き今年度も令和8年8月28日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 （障がい福祉課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
21	継続	地域医療介護総合確保基金の維持及び充実について	地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金が重要な役割を果たしていることから、令和９年度以降についても必要な財源の確保を図るとともに地域医療機能を担う病院の現状に即して補助基準等の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるようにすること。	地域医療介護総合確保基金は、地域における医療提供体制の確保に資する取組を支援する目的で設置されたものであり、令和８年３月に国から令和９年以降も継続することが示されたところです。引き続き国の検討状況を注視するとともに、十分な財源の確保を国に対し引き続き今年度も令和８年８月２８日に要望を実施しました。 また、支援にあたっては病院が地域や圏域で担う役割・機能をしっかりと評価し、これまでの支援状況も踏まえつつ、支援のあり方を検討していきます。	福祉保健部 (医療政策課)
22	継続	定期接種化された予防接種への財政措置について	定期接種の費用負担についてはＡ類疾病で９割、Ｂ類疾病で３割程度が交付税で手当されることとなっているが、様々なワクチンが定期接種される中で実施主体である市町村の財政負担は増大している。また、市町村においては、ワクチン接種を促進するために独自で助成を行い、住民の自己負担額の軽減と地域の健康づくりの推進を図っている。このような実情を踏まえ、国において接種対象者及び市町村の費用負担を軽減するため、交付税措置の措置率の引上等、財政措置を行うこと。	Ｂ類疾病に係る定期接種対象の拡大（新型コロナワクチン（令和６年度）・带状疱疹ワクチン（令和７年度））、新型コロナワクチン国助成金の廃止（令和６年度限り）等により、市町村の財政負担が増加していることを踏まえ、自己負担額の地域格差や増額により接種意欲の低下を招かないよう、Ｂ類疾病定期接種全体について、市町村への財政支援を強化するよう、国に対して引き続き今年度も令和８年８月２８日に要望を実施しました。	福祉保健部 (感染症対策センター)
23	継続	介護保険制度の見直しについて	介護保険料は、制度創設時に比べて２倍以上増加している。令和７年には団塊の世代が７５歳以上となり、高齢化の進展に伴い介護給付費のさらなる増加が見込まれる。 第９期計画の介護保険料基準額は、第８期計画の基準額と同額となったものの、介護給付費準備基金を取り崩しての対応であり、第１０期計画以降は大幅に介護保険料を上げざるを得ない状況が想定される。 制度を持続的かつ円滑に運営していくため、国費負担を拡充すること。	介護保険制度は、公費５０％（国費２５％、県１２.５％、市町村１２.５％）、保険料５０％の負担割合により、各市町村において運営されています。 社会保障審議会等において、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から継続的に制度見直し等が議論されており、国・地方の負担割合等も、こうした議論を踏まえて、国において総合的に判断されるべきものと考えます。	福祉保健部 (長寿社会課)
24	継続	地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業に対する国庫負担の上限額の見直しについて	高齢者の健康寿命の延伸においては、介護予防が特に重要である。 各自治体は介護予防に力を注ぎ、介護予防・日常生活支援総合事業費は年々増加し、本市においても、令和７年度申請ベースでは、事業費が国庫負担の上限額を超えている。上限額を超えた場合、個別協議により例外的な措置が認められる仕組みがあるが、個別協議に該当する事由が限定されており、上限額を超えた事業費全額が自治体負担となる事例も起きている。このような状況は、自治体の財政を圧迫するだけでなく、介護予防の取り組みに対する抑制にも繋がるため、介護予防の重要性和介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、国庫負担上限額を撤廃するなどの見直しを図ること。	介護予防・日常生活支援総合事業は、公費５０％（国費２５％、県１２.５％、市町村１２.５％）、保険料５０％の負担割合により、各市町村において実施されており、事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の７５歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされています。 個別協議により例外的に認められる上限を超えた交付金の措置については、令和３年度に対象要件が具体化されて以降、申請状況等を踏まえた要件の見直しが毎年国においてなされていますが、県でも市町村が介護予防事業に積極的に取り組めるよう、引き続き今年度も令和８年８月２８日に国に対して要望を実施しました。	福祉保健部 (長寿社会課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
25	継続	身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費に係る国の補助制度の創設について	超高齢社会において、65 歳から 74 歳では 3 人に 1 人が、75 歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。 聴覚機能の低下は閉じこもりや認知症の要因であり、脳を活性化させ、積極的な社会参加を可能にするには、補聴器をつけて適切に「聞こえ」を維持することが最重要である。 本市では、令和 5 年度より身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費助成事業を実施しているが、介護予防や認知症予防に直結するものであるため、社会保障制度の中で支援すべきと考えるため、以下の 2 点を要望する。 ①国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施している、「聴覚障害の補正（補聴器）による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の解析を早急に進め、研究結果を明らかにすること。 ②国において補聴器購入費に係る補助制度を創設すること。	認知症の予防には、適切な食事・運動に加え、社会参加、他者と関わりを持つことが重要とされており、聞こえづらさによる閉じこもりと、認知症の発症とはある程度関連があると推察されますが、眼鏡などと同様、介護保険制度の福祉用具には採用されていません。 こうした中、令和 5 年 4 月に、国立長寿医療研究センターより、聴力が低下した地域在住高齢者の孤独感が要介護状態の新規発生と関連する旨の研究が公表されました。この研究自体は、補聴器が聴力を補うことで認知症や介護予防に繋がることを直接説明したものではないため、今後の研究の深化が待たれるところです。 県としても、補聴器の認知機能低下防止効果が明らかになることを望んでおり、研究結果を早急に明らかにすること、聞こえにくくなることで、コミュニケーションが取りづらくなり、外出を敬遠するなど社会的な孤立にもつながる恐れがあるため、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう、引き続き今年度も令和 8 年 8 月 28 日に要望を実施しました。	福祉保健部 （長寿社会課）
26	継続	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内における水産資源管理及び漁業者の安全操業を確保すること。 特にベニズワイガニ産業では、日韓両国の民間レベルでの協議が継続されているが、暫定水域内で同じ資源を共同利用している以上、両国が資源管理を行うことが不可欠なため、政府間の公式協議を早期に開催するなど、国の責任において、暫定水域内の資源管理をはじめとした漁業秩序を早急に確立すること。 また、違法操業を行う外国漁船の取り締まりをより一層強化し、違法操業根絶のための抜本的かつ効果的な対策を講じること。	外国政府との交渉が必要なことからについては、国の専管事項であることから、鳥取県では毎年、日韓暫定水域及び我が国の排他的経済水域における漁業秩序の確立について、国への要望を行っています。 県も市と同様に重要課題であると考えていることから、令和 8 年 8 月 6 日に国要望を実施しました。今後も機会を捉え引き続き国に対して働きかけていきます。	農林水産部 （漁業調整課）
27	継続	TAC 配分について	TAC 配分における資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、漁獲量の変動に左右されにくい資源評価手法を確立し、漁獲量変動に対応できる漁獲枠を適切に配分するよう努めること。 また、新たな TAC 魚種の追加については、漁業者が操業時に複数の TAC 魚種を混獲した場合の魚種ごとの漁獲量管理や外国との漁獲調整など、新たな課題も懸念されていることから、関係機関や漁業関係者の合意を得たうえで進めること。	資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、新たな解析手法の開発や漁獲量データ以外の調査データを導入するなど資源評価の高度化を進め、漁獲量変動が大きい魚種については、この変動に対応できる TAC 配分に留意することについて、令和 8 年 8 月 6 日に国要望を実施しました。 また、TAC 魚種追加への対応は、混獲魚種の取扱、外国との漁獲調整など、国として解決すべき課題があることから、地域の漁業者や関係機関の合意を得ながら進めるよう、引き続き国に対し働きかけを行います。	農林水産部 （漁業調整課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
28	継続	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	北朝鮮による相次ぐミサイル発射は、我が国の主権と安全保障を冒瀆する暴挙である。また、令和5年6月15日に発射された弾道ミサイルは、日本のE E Z内で操業していた本市に本社を有するにかご漁船の近傍に落下しており、漁業者の命を脅かす極めて危険な行為に対し強く抗議するものである。 このような中、日本海で漁業者が安心して操業できるよう、以下の事項について要望する。 ①北朝鮮による度重なるミサイル発射を抑止するよう、実効ある対策を講じること。 ②漁船の操業域周辺にミサイルの飛来が見込まれる場合は、漁船だけでなく漁船の所属団体・会社等にも即時に情報を伝達するなど安全対策に万全を期すこと。 ③万一、漁船等が被災した場合、救援救出等に万全を期すこと。	令和5年6月15日に発射された北朝鮮による弾道ミサイルに対しては、翌日の6月16日に、水産庁と内閣官房に対して、日本海で漁業者が安心して操業できるよう要望を行いました。また、令和7年5月20日に引き続き、令和8年8月6日に国要望望を実施しました。今後も機会を捉え引き続き国に対して働きかけを行っていきます。	危機管理部 (危機対策・情報課) 農林水産部 (漁業調整課)
29	継続	境漁港の陸上処理能力向上にかかる支援について 《重点要望項目》	令和7年3月に見直しを行った「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、10年後の年間目標水揚量を20万トンとしており、目標を達成するためには、水揚量に対応する陸上処理能力の向上が不可欠である。 漁港後背地の陸上処理能力は、仲卸業者、水産加工事業者である民間事業者が大きな役割を担っているが、民間事業者の冷凍・冷蔵施設については、活用できる補助制度が限られ、申請しても採択されないなどの理由から施設の増設、更新が進んでいないのが現状である。 冷凍・冷蔵施設が十分であれば、日々の漁獲に左右されずに、出荷や製造が可能となり、また、市場価格を見ながら輸出入が可能となることから、業務の効率化や経費削減、付加価値向上にもつながることが見込まれる。 以上のことから、補助金を十分に確保するとともに、補助金の採択に当たっては、鳥取県が策定する「地域産業成長プラン」に基づいた施設整備に対し、優先採択や補助金の上乗せをする等の対応をすること。	境港では、「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（令和7年3月改訂）（以下、活性化ビジョン）」の中で、将来のあるべき姿と具体的取組方針を打ち出し、「漁港・市場機能の強化」、「集荷・販売力の強化」、「観光連携・地域活性化の推進」について関係者と連携し取り組んでいます。 活性化ビジョンに掲げる目標（令和16年に年間目標水揚量20万トン）を達成するためには、凍結庫・冷凍保管庫の改修及び増設は、必要不可欠と認識しています。 このため、境港へ民間投資を促すため、地域産業クラスター計画（中計画）の食品加工を核とする「とっとり食の進化系フード・マニユファクチャリング」分野に境港の水産振興を位置付け、企業投資の後押しを検討しているところです。 現在、国と計画策定に向けて事前相談を進めているところであり、今後も境港市をはじめ、漁港・市場関係者などと連携を図りながら、令和8年度中の計画採択に努めて参ります。 なお、漁港の利用が全国的かつ水産業の振興上特に重要として国が指定している特定第3種漁港については、安心・安全な水産物の安定供給基地としての責任を果たせるよう、水揚げの障壁となっている陸上処理能力向上に対して国が積極的に関わるることについて、令和8年7月29日及び8月6日に国要望望を実施しました。	農林水産部 (水産振興課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
30	新規	育成就労制度運用開始に伴う登録日本語教員の養成・確保の推進及び日本語能力試験等の受験機会拡充について 《重点要望項目》	本市では基幹産業である水産業をはじめとして、日本人の求人だけでは必要な労働力を充足することができず、地域の産業を維持するためには、外国人材の活用が不可欠な状況にある。 令和9年4月から新たに運用開始される育成就労制度では、入国後に登録日本語教員による講習を受講することが必要となり、受入企業が登録日本語教員を十分に確保できる体制が必要である。 また、在留資格として特定技能1号を取得するためには、一定の日本語能力の熟達度の実証が必須だが、多くの外国人材が受験する日本語能力試験（JLPT）については年間2回しか試験が実施されず、また、国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）については、一番近い会場が広島になり、本市に住む外国人材が受験するためには移動のハードルが高いという問題がある。 については、登録日本語教員の養成を図り登録を推進するとともに、日本語能力試験の年間試験回数を増やし、国際交流基金の日本語基礎テストの鳥取県内受験を可能とする等、受験機会を拡充すること。	居住地域により日本語教育の学習提供機会や試験実施環境の差が生じることは、外国人材の確保・定着、更には企業活動に影響が及ぶ可能性があるため、外国人材が居住地域に関係なく日本語を学び受験できる環境が確保されるよう、日本語教育提供体制や受験環境の充実等について、制度を所管する国に令和8年8月6日に要望しました。	商工労働部 （雇用・働き方政策課）
31	継続	給食費の抜本的な負担軽減について	国は、給食費の抜本的な負担軽減について、小学生は令和8年度から実施したが、中学生については実施しておらず依然として中学生がいる家庭の負担が大きい。国は中学生への拡大については、「できる限り速やかに実現する」としていたことから、中学生の給食費の抜本的な負担軽減について、令和9年度から速やかに実施すること。 また、支援の基準額については、毎年の物価動向を考慮し、適正な額とすること。	子育て世代の保護者の経済的負担を軽減するため、令和8年度から公立小学校等を対象とした給食費負担軽減交付金が創設されたところですが、中学校等への負担軽減も早期に実現し、確実に必要な財源措置を行うよう令和8年8月18日に国に要望しました。 また、物価が高騰した場合においても給食の質を担保し、加えて地産地消など各自治体が特色ある給食の提供や食育を推進することができるよう、国の責任において必要な財源措置を行うよう令和8年8月18日に国要望望を実施したところであり、今後も引き続き国に要望していきます。	教育委員会 （体育保健課）
32	継続	学校施設の整備に係る財政支援の拡充について	学校施設の整備については、学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、資材価格や人件費等の高騰により、補助単価と実勢価格とが乖離している。また、工事内容により補助上限があるため、実質の補助率は1/4程度であり、自治体の財政負担が大きいことから、補助単価の増額及び補助上限額の引き上げを行うこと。 また、近年、地球温暖化や気候変動の影響による二季化や猛暑のため、学校の体育授業の実施に支障をきたしており、体育館への空調設備の設置が急務となっている。体育館は、平時は子どもたちの健やかな成長を促す教育の場であり、災害時は市民の安全を守る避難施設であることから、体育館への空調設備の整備促進に向けて、十分な財政支援を行うこと。	安全・安心かつ快適な教育環境を確保するための改築事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業、防災機能強化事業、バリアフリー改修、学校体育館空調整備等については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、実情に即した補助要件の拡大や補助率・補助単価の引き上げについて、令和8年8月18日に国要望望を実施したところであり、今後も引き続き国へ要望していくとともに、全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 （教育環境課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
33	継続	特別支援コーディネーター及び学校指導補助員配置に係る財政措置	特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から社会参加まで切れ目なく適切な支援を受けられる体制整備が必要である。子どもの特性や障がいの理解、支援に係る助言や関係機関との連携、卒園後、卒業後に適切な引継ぎに関わるなど専門性を持ち、かつ、長期的に関わることができる人材の配置は必須と考える。 このことから、3年限りの「切れ目のない支援体制整備充実事業」を拡充し、配置に係る人件費等の経費について、国の責任において恒久的な財政措置を講じること。 また、県におかれては、子育て応援市町村交付金の上限額を引き上げること。 ○本市の人材配置 ・特別支援コーディネーター 2名 ・学校指導補助員 小中学校各 2名 (18名)	特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数が大きく増加していることに加えて、特別支援コーディネーターを配置した市町村の多くで、補助事業が終了した4年目以降も継続した配置がなされていることから、令和8年8月18日に継続的な補助制度の創設を国に要望するとともに、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充についても、併せて国に要望しました。 また、子育て応援市町村交付金について、申請額及び実績額の状況を鑑みて、年度中途の早期調整の工夫により、各市町村が希望する交付金額を交付できるよう柔軟に措置しています。	教育委員会 (特別支援教育課) (子育て王国課)
34	継続	民間委託のALT配置に対する財政措置	令和8年度は外国語指導助手(ALT)を6名(JET:3名、民間委託:3名)配置し、市内小中学校に英語指導を行っている状況である。ALTの配置については、英語の指導経験が少ないJETプログラムのALTには交付税の算定対象となるなど、財政措置がなされているが、高い指導技術を備え、経験を積んだ民間委託のALTに対しては何ら財政措置がなされていない。 県費負担の教職員の給与等については、国がその経費の3分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。 ついては、新学習指導要領に基づく英語教育を推進する上で必要不可欠となる民間委託のALTの配置についても、この制度と同様に、経費の3分の1を国が負担するなど、財政措置を講じること。	民間委託による外国語指導助手(ALT)の配置については、英語教育の充実に向け、必要な財政措置を講じるよう令和8年8月18日に国要望望を行いました。 国が進めるJETプログラム(地方財政措置有)では、外国語指導助手(ALT)の来日前後における研修や指導力等向上の研修が必須であり、外国語指導助手(ALT)の質の確保及び向上が図られています。 JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)の任用に係る負担軽減を図るための財政措置の充実についても、同様に国へ要望を行っていきますので、JETプログラムのさらなる活用について御検討ください。	教育委員会 (小中学校課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局																																								
35	新規	権限移譲交付金（屋外広告物等の表示等の許可等）について 《重点要望項目》	屋外広告物等の表示等の許可については、新規申請及び継続申請の処理単価が定められているが、除却については定められていない。 鳥取県屋外広告物条例第7条の4に「除却」に関する規定があり、市町村は同条第3項に基づく届出を処理するといった事務負担が生じている。このことから、除却も算定対象とすること。 （参考1）交付金の算定単価等 基礎的所要額 384,000 円 処理単価 新規（1 件目） 11,300 円 新規（2 件目以降） 5,200 円 継続（1 件目） 8,000 円 継続（2 件目以降） 3,500 円 （参考2）処理件数について <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">新規</th><th colspan="2">継続</th><th rowspan="2">除却 ※</th></tr> <tr> <th>申請 （1 件 目）</th><th>加算 （2 件目 以降）</th><th>申請 （1 件 目）</th><th>加算 （2 件目 以降）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td><td>15</td><td>50</td><td>47</td><td>199</td><td>11</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>32</td><td>21</td><td>89</td><td>230</td><td>49</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>38</td><td>52</td><td>103</td><td>175</td><td>20</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>41</td><td>19</td><td>85</td><td>159</td><td>18</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>13</td><td>4</td><td>104</td><td>188</td><td>19</td></tr> </tbody> </table>	年度	新規		継続		除却 ※	申請 （1 件 目）	加算 （2 件目 以降）	申請 （1 件 目）	加算 （2 件目 以降）	R3	15	50	47	199	11	R4	32	21	89	230	49	R5	38	52	103	175	20	R6	41	19	85	159	18	R7	13	4	104	188	19	県から市町村に権限移譲を行っている事務の処理に係る経費の算定及び交付にあたっては、基礎的に生じている経費に加え、各市町村において処理された件数に応じ、1 件ごとの処理に係る人件費、物件費等経費を算定の上、処理単価を設定し事務の実施件数に応じた経費を交付しているところです。 権限移譲事務の適正な執行に向け、委譲事務の交付金単価等の見直しは、人件費や物価高騰の状況、事務処理件数等も踏まえ、適宜行っているところであり、屋外広告物の除却に係る事務についても同様に、貴市の意向を踏まえ、他市町村における処理実態を把握の上、交付金の見直しを検討したいと考えています。	生活環境部 （まちづくり課） 地域社会振興部 （市町村課）
年度	新規		継続		除却 ※																																								
	申請 （1 件 目）	加算 （2 件目 以降）	申請 （1 件 目）	加算 （2 件目 以降）																																									
R3	15	50	47	199	11																																								
R4	32	21	89	230	49																																								
R5	38	52	103	175	20																																								
R6	41	19	85	159	18																																								
R7	13	4	104	188	19																																								
36	継続	日米地位協定の抜本的な見直しについて	日米地位協定第5条に基づき、米軍機は国内空港への出入が認められているが、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。 また、米軍人等による事件・事故への具体的かつ実効的な防止策の構築について、継続的に取組みを進めること。 （参考）美保基地への米軍機の飛来状況 ・美保基地への飛来も続いており、要望の着実な実行を求める。 ・R5. 7. 21 10:20～23 日 10:50 F16 戦闘機 1 機（緊急着陸・エンジン調整） 〃 10:34～14:41 F16 戦闘機 1 機（緊急着陸・上と同じ編隊） ・R6. 4. 25 16:30～17:30 UH-60L 1 機（給油のため） ・R6. 6. 23 11:00～13:00 C130J 輸送機 2 機（訓練のため） ・R7. 1. 23 11:00～13:00 C130J 輸送機 2 機（訓練のため） ・R8. 2. 17 12:00～15:00 C12-J 輸送機 1 期（訓練のため）	在日米軍の飛行訓練については、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、国（外務省及び防衛省）に対して継続して要望しているところであり、今年度も令和8年9月2日に国に要望を行いました。引き続き、日米地位協定に関する事項については、国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し、要望していきます。	地域社会振興部 （市町村課）																																								

道路等整備事業

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
1-1	継続	米子・境港間の高規格道路の早期事業化について	令和7年度から国が、概略のルート帯や基本的な構造の検討を行う「計画段階評価を進めるための調査」に着手していることから、米子・境港間の高規格道路について、以下のとおり要望する。 ○中国横断自動車道岡山米子線(米子～境港)の早期事業化に向けて、計画段階評価を着実に進めること。また、県におかれても、早期事業化に向けて、概略のルート帯等の検討について、引き続き、国や関係自治体と連携して取り組むこと。	昨年6月に第1回目の計画段階評価となる「社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会」が開催されました。第2回目（開催日時未定）でルート帯が示され、同委員会で承認されれば、手続きは完了する見込みです。 引き続き、中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会等で早期事業化を国に働きかけていくとともに、計画段階評価の円滑な推進が図られるよう、国や関係自治体と連携した取り組みを展開していきます。	県土整備部 （道路企画課）
1-2	継続	安全・安心な道づくり事業	安全・安心な道づくり事業は、道路事業の補助金や防災・安全交付金を活用して、橋梁・舗装の個別施設計画に基づく老朽化対策や通学路の安全対策等を行っている事業であり、計画的な修繕や整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。 また、インフラの長寿命化には、予防保全段階で早期に修繕を進めていく必要があるが、本年度から着手している橋梁修繕のⅡ：予防保全段階に対しての補助金の配分額が低かったことから、予防保全段階の橋梁修繕についても、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。 ○補助事業要望額 事業費：32,000千円（国費：17,600千円） ・中浜30号線1号橋ほか1橋修繕工事 ・点検・計画策定 64橋 ○防災・安全交付金事業要望額 事業費：99,000千円（国費：50,150千円） ・境昭2号線舗装修繕工事 ・境昭3号線舗装修繕工事 ・境132号線舗装修繕工事 ・境77号線通学路安全対策工事	国全体の道路予算が伸びない状況下で、地方が所要の予算を確保していくためには国全体の予算総額の拡大が不可欠であり、引き続き道路メンテナンス事業補助金をはじめとする道路予算の総額の拡大と地方への重点配分を国に求めています。	県土整備部 （道路企画課）
1-3	継続	県道米子空港線交差点改良事業	県道米子空港線と市道外浜線の交差点は、折れ交差となっており、見通しが悪く、車両の安全通行には危険な交差点形状となっていることから、県道米子空港線の交差点改良を早期に完成すること。	平成30年度に着手した事業を、引き続き実施します。	県土整備部 （道路企画課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
1-4	継続	県道渡余子停車場線のバイパスについて	国道 431 号から江島大橋に至るルートについては、県道渡余子停車場線や県道米子境港線での慢性的な渋滞が発生している。 現在、県道渡余子停車場線の「渡公民館前交差点」と「大根島入口交差点」の改良事業に取り組んでいただいているところであるが、渋滞の根本的な解消を図ることはもとより、中海・宍道湖・大山圏域にとっても重要な社会基盤である「境港」や「境漁港」の機能を最大限に発揮することができる道路ネットワークや原子力災害時における新たな避難ルートの構築には、「県道渡余子停車場線のバイパス整備」は必要不可欠である。 令和 7 年度から「米子・境港間の高規格道路」については、概略のルート帯等の検討を行う「計画段階評価を進めるための調査」に着手したことから、「県道渡余子停車場線のバイパス整備」についても、事業化に向けた調査を進めること。 ○バイパス整備(米子・境港間の高規格道路～江島大橋) L=3,000m	令和元年度から県道米子境港線の「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」において、渋滞解消を図るための交差点改良に着手しており、事業を推進しているところです。 国道 431 号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパスについては、交差点改良後の効果や、国が進める「米子・境港間の高規格道路」の検討状況を確認しながら、県が今年度行う米子～境港間の高規格道路に係る道路ネットワーク検討において、必要性や事業主体について貴市と協議していきます。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
1-5	継続	県道渡余子停車場線交差点改良事業	令和元年度から県道渡余子停車場線の交通渋滞の緩和対策として実施している「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」の 2 つの交差点改良事業について、早期に完成を実現すること。	令和元年度に着手した事業を引き続き実施します。	県土整備部 (道路企画課)
1-6	継続	中海湖岸堤整備事業	治水事業は、住民の安全・安心な生活を守り、地域経済の安定を図るためにも重要な事業であることから、「斐伊川水系河川整備計画」に基づく中海湖岸堤整備を早期に完成すること。 ○中期整備箇所(未整備延長) 空港北 L=800m	中海湖岸堤の早期整備について令和 8 年 8 月 6 日に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
1-7	継続	境水道(外江地区)の堤防整備について	斐伊川水系河川整備計画において、境水道の堤防整備については、本市の外江地区など、市の内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行うとされている。 本市においては、令和7年3月に「境港市雨水管理総合計画」が完成したところであり、今後は、この計画に基づき内水対策の整備を進めていくことから、外江地区の内水対策整備にあわせて、国が行う堤防整備を一体的に進めること。 ○境水道(外江地区)堤防整備 L=616m	貴市において外江地区における内水対策の取組が進められることから、国に対して斐伊川水系河川整備計画に基づき必要な堤防等の早期整備の要望を令和8年8月6日に行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)
1-8	新規	狭あい道路整備等促進事業の恒久化について	道路幅員が4m未満の狭あい道路では、緊急時や災害時において、消防車・救急車などの緊急車両の通行ができない等の問題があるほか、日常生活においても、歩行者や自転車が車とすれ違う時に、危険が生じており、安全で安心な市街地形成と住環境の整備を図るためには、継続的かつ計画的な拡幅整備が不可欠である。 国の交付金制度である「狭あい道路整備等促進事業」は、事業期間が令和11年3月31日まで延長されたものの、狭あい道路の解消には長期間を要することから、「狭あい道路整備等促進事業」を恒久的な制度とし、必要な財源を継続的に確保すること。	継続的かつ計画的な狭あい道路の拡幅整備の実施に向け、国制度(狭あい道路整備等促進事業)の恒久制度化及び必要な予算を安定的・継続的に確保するよう、令和8年8月10日に国要望を実施しました。	生活環境部 (住宅政策課)

港湾整備事業

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
2-1	継続	境港港湾整備事業 【国直轄事業】	新たな貨物等のニーズに対応するため、外港昭和南地区の「ふ頭再編改良事業」の早期完成を要望するとともに、港内の静穏度確保のため防波堤の原型復旧及び、ブルーカーボン等の環境に配慮された予防保全事業を推進すること。 (1) 境港予防保全事業 外港地区防波堤(2)改良 二重円筒ケーソン改良 (事業費：非公開) (2) 境港ふ頭再編改良事業 外港昭和南地区 岸壁(-12m)耐震 岸壁仮設工 (事業費：非公開)	港湾施設の整備促進と予算確保について、本年8月6日に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、(1)及び(2)の早期完成が図られるよう国に対して働きかけていきます。	県土整備部 (港湾課)
2-2	継続	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	船舶の大型化への対応や貨物取扱いの集約による輸送の効率化のため整備の推進し、あわせて、港湾メンテナンスをはじめとする事業実施に必要な国の予算を確保すること。 (1) 外港昭和南地区 ふ頭用地ほか (起債事業) (事業費総額：80,000 千円 国：0 千円、県：800,000 千円) (2) 外港竹内南地区 防波堤整備 (社会資本整備総合交付金事業) (事業費総額：726,000 千円 国：242,000 千円、県：484,000 千円) 補助率 1/3 (3) 外港昭和南地区ほか 施設メンテナンス (港湾メンテナンス事業) (事業費総額：417,000 千円 国：139,000 千円、県：278,000 千円) 補助率 1/3 (4) 外港昭和北地区 上屋整備 (港湾機能高度化施設整備補助) (事業費総額：105,000 千円 国：35,000 千円、県：70,000 千円) 補助率 1/3	引き続き、境港管理組合において予算確保を国に働きかけながら、(1)～(4)の事業を推進していきます。	県土整備部 (港湾課)

公共下水道事業

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
3-1	継続	境港市公共下水道事業	(1) 老朽化対策 これまで集中的に整備した施設は、順次、更新時期を迎え、更新需要が増すため、下水道事業経営への影響が懸念される。 下水道処理場は、ストックマネジメント計画により、重要度や緊急度に応じて、優先順位を付け、劣化状況を点検・調査し、予防保全型の維持管理により老朽化による緊急停止などの事故を未然に防止する必要がある。 このため、処理場の老朽化対策に対する予算配分を行うこと。 ○防災・安全交付金要望額 ・下水処理場老朽化対策事業 1 式 改築工事(主ポンプ棟・受変電設備) 事業費：482,000 千円（うち、国：265,100 千円 補助率 55%） 処理場ストックマネジメント点検調査 事業費：30,000 千円（うち、国：15,000 千円 補助率 50%）	下水道の老朽化対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き令和 8 年 8 月 6 日に国要望を実施しました。 【参考】 令和 8 年度交付金（県全体） ＜防災・安全交付金（老朽化対策、地震対策、浸水対策）＞ 要望額 4,151,032 千円 配分額 2,874,714 千円（査定率 69.3%）	生活環境部 （水環境保全課）
3-2	継続	境港市公共下水道事業	(2) 地震対策 下水道は、日常生活に欠かせない重要なライフラインであるとともに、災害などの緊急時においても市民生活、医療活動、公衆衛生の維持に欠かせない施設であり、下水道施設に影響がある大規模な地震に対して、計画的に地震対策を進めていく必要がある。 下水道施設の耐震対策について、速やかに、旧指針で建設された施設の改築・更新を行い、耐震化を図る必要があるため、耐震対策に対する予算配分を行うこと。 ○防災・安全交付金要望額 事業費：229,900 千円（うち、国：114,950 千円 補助率 50%） ・下水処理場耐震事業 1 式 耐震診断（水処理棟） 処理場耐震実施設計 （管理棟・汚泥処理棟・受泥濃縮棟） ・汚水管渠耐震工事 1 式	下水道の地震対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き令和 8 年 8 月 6 日に国要望を実施しました。	生活環境部 （水環境保全課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
3-3	継続	境港市公共下水道事業	(3) 浸水対策 近年、局地的な豪雨災害が全国で頻発しており、本市においても令和3年7月に、水路の排水能力を上回る観測史上最大の時間雨量80.5mmの豪雨により、浸水被害が発生した。 浸水被害のあった地区を、重点対策地区として、計画的、効率的に整備するとともに、想定外の豪雨に対しても事前防災の観点で、ハード・ソフト両面から総合的に浸水対策を進めている。 令和3年7月豪雨により浸水被害のあった外江地区の浸水被害の軽減を目的として、雨水幹線の築造工事を実施するため、交付金の予算配分を行うこと。 ○防災・安全交付金要望額 事業費：752,000千円（うち、国：376,000千円 補助率50%） ・矢尻川雨水幹線築造工事 1式	下水道の浸水対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き令和8年8月6日に国要望を実施しました。	生活環境部 （水環境保全課）